

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和3年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ること目的とした事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報管理ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番16の2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番16の2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て・健康支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	みやこ町役場子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム(LaLaLa保健婦さん) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康づくり課	子育て・健康づくり課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康づくり課長 荒巻 誠	課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号824-0892 総務課 行政・改革推進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 番地電話:0930-32-2511 ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号824-0892健康づくり課 健康増進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725ファックス:0930-32-4563 E-mail:kenkou@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		様式変更に伴う追加	事前	
令和3年10月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることとした事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることとした事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	緊急時の事後評価
令和3年10月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの概要	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	緊急時の事後評価
令和3年10月25日	I 関連情報 3. 番号法の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番10	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	緊急時の事後評価
令和3年10月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19 【情報提供の根拠】提供なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番16の2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番16の2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	緊急時の事後評価・番号法の改正に伴う修正
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1満人未満 令和1年6月18日時点	1万人以上10満人未満 令和3年5月1日時点	事後	緊急時の事後評価
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上 令和1年6月18日時点	500人未満 令和3年5月1日時点	事後	緊急時の事後評価・誤記の修正